

# 法人税関係について

法人税に関しては、多くの改正が実施されますが、今回はそのうち特に留意が必要なものにつき記載させていただきます。

## 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制について区分の新設や合計控除率の拡充等の改正がありました。改正後の内容は以下の表の通りです。

	給与等の増加割合	基本控除率	教育訓練費 (上乗せ加算) 【要件緩和】	女性活躍子育て支援 (上乗せ加算) 【新設】	合計控除率
大企業(※1,4)	3%以上	10%	5%加算	5%加算	20%
	4%以上	15%			25%
	5%以上	20%			30%
	7%以上	25%			35%
中堅企業(※2,4) 新設	3%以上	10%	5%加算	5%加算	20%
	4%以上	25%			35%
中小企業(※3)	1.5%以上	15%	10%加算	5%加算	30%
	2.5%以上	30%			45%

※1 資本金の金額が1億円超かつ従業員数が2,000人超の事業者が大企業と判定されます

※2 資本金の金額が1億円超かつ従業員数が2,000人以下の事業者が中堅企業と判定されます

※3 一定の要件に該当する事業者は除外されます

※4 大企業及び中堅企業には上記に加えてマルチステークホルダー方針の要件があります

ここでは、中小企業の要件を記載します。

### ①適用要件

適用要件は改正前と同様、下記の通りです。

当期の雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5%

### ②教育訓練費

教育訓練費については、増加割合の要件が緩和されました。改正後の上乗せ要件は以下の表の通りです。

	上乗せ要件	加算率	(参考)改正前の要件
中小企業	教育訓練費の増加割合が5%以上かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%	教育訓練費の増加割合が10%以上

教育訓練費は、国内雇用者が知識、スキル等を獲得する目的で外部講師へ支払う謝礼金や外部主催の研修の参加費用等が該当します。増加割合の要件は緩和されましたが、**教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が新設**されました。教育訓練費の額が僅少な場合には増加割合の要件を満たしていても、上乗せ措置は適用されません。

### ③女性活躍及び子育て支援

今回の改正により新設された区分です。以下の表に記載されている認定を取得すれば、上乗せ加算として基本控除率に5%が加算されます。

	加算要件	くるみん認定、えるぼし認定とは
中小企業	以下のいずれかの認定を取得すると、上乗せ加算されます。  ● プラチナくるみん認定 ● プラチナえるぼし認定 ● くるみん認定 ● えるぼし認定(2段階目以上)	<b>【くるみん認定】</b> 子育てサポート企業として、男性の育休取得率等の基準を達成している企業に対して厚生労働大臣が認定しています。プラチナくるみんは、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が認定されます。  <b>【えるぼし認定】</b> 女性が活躍できるように取り組んでいる企業を厚生労働大臣が認定します。認定基準として、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」等の5つがあります。認定基準のうち該当する個数によって認定段階が異なります。また、えるぼし認定企業のうち、より高水準の取組をしている企業にプラチナえるぼしが認定されます。

### ④税額の控除限度額

税額の控除額は雇用者の給与等の増加額に控除率を乗じて計算されます。控除額の上限は適用年度の法人税額の20%です。**中小企業は控除限度超過額を5年間繰越することが可能**となりました。**ただし、繰越税額控除を適用する事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限り**ます。

## 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

- 適用期限が令和9年3月31日までに開始する事業年度にまで延長されます。
- 交際費等から除かれる飲食費等が一人当たり1万円以下(改正前:5,000円以下)の飲食費等に拡充されます。
- 改正が適用されるのは、令和6年4月1日以後に支出する接待飲食費です。
- 中小法人以外は接待飲食費の50%が損金算入されます。
- 中小法人は年間800万円までの交際費金額もしくは接待飲食費の50%を損金算入(選択制)

## 中小企業倒産防止共済事業に係る措置の適用制限

中小企業倒産防止共済法の共済契約(以下、共済契約とします)の解除があった後、再度共済契約を締結した場合には、解除の日から同日以後2年を経過する間に支出する掛金については損金算入ができないことになります。改正前までは、共済契約を解除した後、再加入後すぐに支払った掛金が損金として算入することができました。今回の改正で令和6年10月1日以後の共済契約の解除から、解除後すぐに再加入し掛金を支払ったとしても損金として算入することができなくなります。



記事担当 棚野 昇平(平井 勝也)